

天塩町持家住宅建設等促進条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、天塩町持家住宅等建設促進条例（平成28年天塩町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(補助金の交付申請)

第2条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別記第1号様式）に、次の書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 住宅建設平面図
- (2) 住宅建築等の契約書
- (3) 建築基準法による検査済証の写
- (4) 住民票謄本
- (5) 定住確約書（別記第2号様式）
- (6) 木材調達先及び使用量を確認できる書類（条例第5条第5項第4号適用の場合）
- (7) 同意書（別記第3号様式）
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第3条 町長は、補助金の交付申請があったときは、申請者に対し速やかに補助の可否及び補助額を決定し、交付の決定をした場合は補助金交付決定通知書（別記第4号様式）を、交付しないことを決定した場合は補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）を通知するものとする。

2 前項の通知にあたって、町長は職員にその住宅を確認調書（別記第6号様式）に基づき、実地調査させることができる。

(工事の着手届)

第4条 補助の交付決定を受けた者は、町長に工事着手届（別記第7号様式）を提出しなければならない。

(事業完了の報告)

第5条 申請者は、工事等が完了した場合、速やかに事業完了届（別記第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 施工中、施工後の写真（住宅全体含）
 - (2) 条例第5条第5項第4号に該当する場合、木材を調達した事実を証する書類
 - (3) 金融機関の融資決定書類の写し、保存登記の写し、領収書の写しのいずれか一つ
- (完了検査及び額の確定)

第6条 町長は、事業完了届を受理したときは、当該届出を受けた日から14日以内に検査を行うものとする。

2 前項の検査の結果、補助金の交付内容及びこれに付した条件に適合していると認められる場合、完了検査調書（別記第9号様式）を作成するとともに、申請者に対し補助金確定通知書（別記第10号様式）を通知する。

(補助金の請求時期)

第7条 申請者は、前条の規定による検査完了後、速やかに補助金交付請求書（別記第11号様式）を町長に提出するものとする。

2 町長は、請求書受理後30日以内に、申請者が指定した口座等に支払うものとする。

(商品券による交付)

第8条 条例第5条第6項に規定する天塩商工会発行の商品券による交付額は、補助額の3割以内、もしくは50万円を限度に交付するものとする。

(申請内容の変更または中止)

第9条 申請者は、事業完了までの間に、世帯構成の変更、または住宅面積の増減等により申請内容に変更が生じた場合は、速やかに事業変更届(別記第12号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、事業変更届受理後、内容等を審査の結果、補助額に増減が生じた場合は、補助金変更決定通知書(別記第13号様式)を交付しなければならない。

3 申請者は、事情により対象事業を中止するときは、事業中止届(別記第14号様式)を町長に提出し、町長は当該届出を受理したときは、速やかに事業中止承認通知書(別記第15号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し・返還)

第10条 町長は、補助の交付決定後に、条例第4条の補助の対象条件等、及び申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(3) この補助金を目的外に使用したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は、条例及び施行規則に違反している事実が判明し、補助金の交付決定の取消しをする場合は、補助金取消決定書(別記第16号様式)により行うものとする。

3 前項による返還命令の期限については、通知を受けた日から30日以内とする。

(端数の切捨て)

第11条 条例第5条の補助額は千円未満の端数、及び同条第5項第4号に規定する1立方メートル未満の端数は切り捨てるものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。